

## 別表八の二

### 「連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の4（（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（措置法第68条の103第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成27年改正前の法第81条の4（（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）（平成27年改正前の措置法第68条の103（（連結事業年度における受取配当等の益金不算入）又は第68条の104第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に使用します。

#### 2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず、中段の「総資産価額等の計算」及び下段の「受取配当等の額の明細」の各欄（「18」から「40」まで）を記載し、次に上段の各欄（「1」から「17」まで）を記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記載要領	注意事項	
「当期に支払う負債利子等の額3」	当期に支払う負債利子のほか、令第21条（負債の利子に準ずるもの）に掲げるものも含め、各連結法人の合計額を記載します。		
「連結法人に支払う負債利子等の額4」	「3」に記載した金額のうち、連結法人が他の連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係があるものに限ります。）に支払う金額の合計額を記載します。		
「特別利子の額5」	平成27年4月1日前に開始した連結事業年度において、平成27年改正前の措置法第67条の7第1項（（損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例））に規定する特別利子の額を記載します。		
「期末その他株式等の帳簿価額13」及び「受取配当等の額から控除する負債利子等の額」		平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度については、記載を要しません。	
「総資産価額等の計算」の各欄	「総資産の帳簿価額18」	各連結法人の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額（両建勘定、返品債権特別勘定など資産の帳簿価額に含まれないものは控除したところによります。）を記載します。	税効果会計を採用している場合に計上される繰延税金資産勘定の金額は、総資産の帳簿価額の合計額に含まれます。
	「連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等19」	次の場合に応じ、それぞれ次のとおり記載します。 (1) 当期が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度である場合	税効果会計を採用している場合において、剰余金の処分により圧縮積立金又は特別償却準備金

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
一 総 資 産 価 額 等 の	<p>次のイからホまでに掲げる金額の合計額からへに掲げる金額を減算した金額を記載します。</p> <p>イ 固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて積立金として積み立てている金額</p> <p>ロ 特別償却準備金として積み立てている金額</p> <p>ハ 土地の再評価に関する法律第3条第1項の規定により再評価が行われた土地に係る同法第7条第2項に規定する再評価差額金が貸借対照表に計上されている場合のその土地に係る再評価差額に相当する金額</p> <p>ニ その他有価証券（売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券をいいます。以下同じです。）に係る評価益等相当額</p> <p>ホ 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する負債（借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。）の額に相当する金額</p> <p>へ その他有価証券に係る評価損等相当額</p> <p>(2) 当期が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合            (1)のイからハまで及びホに掲げる金額の合計額を記載します。</p>	<p>を積み立てているときは、その積立金等に係る税効果相当額も含めて記載します。</p>
計 算 一 の 各 欄	<p>次の場合に応じ、それぞれ次のとおり記載します。</p> <p>(1) 当期が平成27年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合            各期末における期末関係法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。            なお、この場合の期末関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資（完全子法人株式等を除きます。）を、当該連結事業年度終了の日以前6月以上（当該他の内国法人が当該連結事業年度終了の日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該連結事業年度終了の日まで）引き続いて有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資など、平成27年改正前の令第155条の8第3項（株式等に係る負債の利子の額）の規定により関係法人株式等となるものをいいます。</p>	<p>「前期末現在額」には、期末関係法人株式等又は期末関連法人株式等とこれら以外の株式等の区分が前期と当期とで異なる場合であっても、前期のこの明細書の「当期末現在額」の金額をそのまま記載します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
一 総 資 産 価 額	<p>(2) 当期が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合</p> <p>各期末における期末関連法人株式等について、税務計算上の帳簿価額を記載します。</p> <p>なお、この場合の期末関連法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を、当該連結事業年度終了の日の6月前の日の翌日（当該他の内国法人が当該翌日後に設立された法人である場合には、当該他の内国法人の設立の日）から当該連結事業年度終了の日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等（完全子法人株式等を除きます。）をいいます。</p>	
「株式及び出資等22」 の 計 算 一 の 各 欄	<p>各期末における税務計算上の帳簿価額により、次により記載します。</p> <p>(1) この欄には、期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等の帳簿価額を記載します。</p> <p>この場合の期末完全子法人株式等とは、連結法人が他の内国法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）との間に当該連結事業年度開始の日（当該他の内国法人が当期の中途において設立された法人である場合にあつては、当該他の内国法人の設立の日）からその終了の日まで継続して完全支配関係があつた場合（当該連結法人が当期の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該連結事業年度開始の日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該連結事業年度終了の日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があつたときを含みます。）の当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) 外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該連結法人の株式若しくは出資を除きます。</p> <p>イ 資産の流動化に関する法律第2条第3項（定義）に規定する特定目的会社</p>	<p>平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度については、記載を要しません。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「総資産価額等」の計算上の各欄	<p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項(定義)に規定する投資法人</p> <p>ハ 措置法第68条の3の2第1項(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人</p> <p>ニ 措置法第68条の3の3第6項(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)に規定する特定投資信託に係る同条第1項に規定する受託法人</p> <p>(3) 措置法第3条の2(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)に規定する特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除きます。以下同じです。)及び平成19年改正前の措置法第68条の3の4第1項(特定投資信託に係る課税の特例)に規定する特定投資信託(同項第1号ロ及びハに掲げる要件を満たすものを除きます。)がある場合には、その帳簿価額を含めて記載します。</p> <p>各期末における税務計算上の帳簿価額により記載します。</p> <p>なお、公社債投資信託、外国投資信託、特定株式投資信託及び特定外貨建等証券投資信託以外の証券投資信託の受益権についてはその帳簿価額の2分の1(<math>\frac{50}{100}</math>)相当額により、外貨建等証券投資信託のうち特定外貨建等証券投資信託以外のものについてはその帳簿価額の4分の1(<math>\frac{25}{100}</math>)相当額によります。</p>	<p>外貨建等証券投資信託とは、信託約款において信託財産の50%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができることとされている証券投資信託をいい、このうち、75%超を外貨建資産又は株式以外の資産で運用することができるものとされているものを特定外貨建等証券投資信託とといいます。</p> <p>なお、平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度については、記載を要しません。</p>
「受取配当等の額の明細」の各欄	<p>完全子法人株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人とその配当等の額を支払う他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係があった場合(当該連結法人が当該計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、当該計算期間の初日から当該完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国</p>	<p>左記の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額(適格現物分配に係るものを含みます。)の支払に係る基準日の翌日(令第155条の9第2項各号(完全子法人株式等の範囲)又は平成27年改正前の令第155</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
一 受 取 配	<p>法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日から当該計算期間の末日まで継続して当該連結法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があったときを含みます。)の当該他の内国法人の株式又は出資(その支払を受ける配当等の額が法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)又は平成27年改正前の法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、当該金額の支払に係る効力が生ずる日の前日において当該連結法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式又は出資)をいいます。</p>	<p>条の9第2項各号(完全子法人株式等の範囲)に掲げる場合には、当該各号に定める日からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日までの期間をいいます。</p>
当 等 の 額 の 明 細 一 の 各 欄	<p>「関係法人株式等又は関連法人株式等」の各欄</p> <p>次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 当期が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 関係法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関係法人株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の25%以上に相当する数又は金額の株式又は出資(完全子法人株式等を除きます。)を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る効力が生ずる日(その配当等の額が平成27年改正前の法第24条第1項(同項第3号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日)以前6月以上(当該他の内国法人が当該効力が生ずる日以前6月以内に設立された法人である場合には、設立の日から当該効力が生ずる日まで)引き続き有している場合等、平成27年改正前の令第155条の10第1項各号(関係法人株式等の範囲)に定める場合における当該他の内国法人の株式又は出資をいいます。</p> <p>(2) 当期が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当</p>	<p>左記(2)の「計算期間」とは、その配当等の額の支払を受ける直前に当該配当等の額を支払う他の内国法人により支払われた配当等の額(適格現物分配に係るものを含みま</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等」の額の明細の各欄	<p>該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式又は出資(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p>	<p>す。)の支払に係る基準日の翌日(令第155条の10第2項各号(関連法人株式等の範囲))に掲げる場合には、当該各号に定める日からその支払を受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第24条第1項(同項第3号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日)までの期間をいいます。</p>
「その他株式等」の各欄	<p>「完全子法人株式等」、「関係法人株式等又は関連法人株式等」及び「非支配目的株式等」のいずれにも該当しない株式又は出資に係る配当等について記載します。</p>	
「非支配目的株式等」の各欄	<p>非支配目的株式等に係る配当等について記載します。</p> <p>この場合の非支配目的株式等とは、連結法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額の5%以下に相当する数又は金額の当該他の内国法人の株式又は出資を、当該連結法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額の支払に係る基準日(その配当等の額が法第24条第1項(同項第3号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、その支払に係る効力が生ずる日の前日)において有する場合における当該他の内国法人の株式又は出資(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p>	<p>平成27年4月1日前に開始した連結事業年度については、記載を要しません。</p>
「関係法人株式等又は関連法人株式等」の「効力発生日までの保有期間又は受取配当等の額の計算期間」	<p>次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる期間を記載します。</p> <p>(1) 当期が平成27年4月1日前に開始した連結事業年度である場合 効力発生日までの保有期間</p> <p>(2) 当期が平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合 受取配当等の額の計算期間</p>	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額24」、 「受取配当等の額25」、 「受取配当等の額29」、 「特例非支配目的株式 等に係る配当等の額 35」及び「左記以外の 株式等に係る配当等の 額36」	当期に受ける法第81条の4第1項（措置法第68条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する配当等の額若しくは法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額又は平成27年改正前の法第81条の4第1項（平成27年改正前の措置法第68条の103の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に規定する配当等の額若しくは平成27年改正前の法第24条の規定により配当等の額とみなされる金額を記載します。	(1) 外国法人又は公益法人等若しくは人格のない社団等から受ける配当等の額及び適格現物分配に係る配当等の額は受取配当等の額から除かれます。 (2) 法第81条の3第1項に規定する個別益金額を計算する場合に、法第24条又は平成27年改正前の法第24条の規定により、配当等の額とみなされる金額については、別欄として記載し、その発生理由を付記してください。
「左のうち益金の額に算入される金額26」、「左のうち益金の額に算入される金額30」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額37」及び「左記以外の株式等に係る配当等の額38」	法第81条の4第2項（措置法第68条の103第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）並びに措置法令第39条の124の5第1項及び第2項（保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例）又は法第81条の4第3項の規定により計算した金額を記載します。	法第81条の4第2項並びに措置法令第39条の124の5第1項及び第2項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
「本店の所在地（証券投信にあっては、特定株式投信・外貨建等投信・その他投信の別）28」及び「受取配当等の額（その収入額 $\times \frac{100, 50 \text{又は} 25}{100}$ ）29」	平成27年4月1日以前に開始した連結事業年度において、証券投資信託（公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託を除きます。）の収益の分配がある場合には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 特定株式投資信託 「28」に「特定株式投信」と記載し、「29」には $\frac{100}{100}$ に相当する金額を記載します。 (2) 特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託 「28」に「外貨建等投信」と記載し、「29」には $\frac{25}{100}$ に相当する金額を記載します。 (3) (1)及び(2)以外の証券投資信託 「28」に「その他投信」と記載し、「29」には $\frac{50}{100}$ に相当する金額を記載します。	公社債投資信託、外国投資信託及び特定外貨建等証券投資信託については、記載の必要はありません。 平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度において支払を受ける特定株式投資信託の収益の分配については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますので、「その他株式等」の各欄には記載しないでください。
「本店の所在地32」	平成27年4月1日以後に開始する連結事業年度において、措置法第67条の6第1項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する特定株式投資信託の収益の分配がある場合の当該特定株式投資信託については、「32」に「特定株式投信」と記載し	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「受取配当等の額の明細」の各欄		ます。 このとき、「基準日33」及び「保有割合34」は記載を要しません。	
	「保有割合34」	法第81条の4第7項に規定する他の内国法人から受ける同条第1項に規定する配当等の額の支払に係る基準日において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうち法令第155条の10の2第2項(非支配目的株式等の範囲)に規定する短期保有株式等がある場合には、当該短期保有株式等を有していないものとして記載します。	
	「特例非支配目的株式等に係る配当等の額35」、「特例非支配目的株式等に係る配当等の額37」及び「特例非支配目的株式等に係る配当等の額(35)－(37)39」の各欄	措置法第68条の104(保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入の特例)の規定の適用を受ける配当等について記載します。	

#### 4 根拠条文

法81の4、平成27年改正前の法81の4、平成19年改正前の法81の4、平成19年改正法附則34、令155の7～155の11、平成27年改正前の令155の7～155の11、規則8の4、8の5の2、平成27年改正前の規則8の4、措置法68の103、68の104、平成27年改正前の措置法68の103、68の104